# 時事新報

（日曜日ハカリ休刊）

**時事新報定價**

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢○左ニ掲グル各地ニ於テハ郵送無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　佐倉　千葉　佐原　成田　神奈川　平塚　小田原　藤沢　南根　七湯　大坂　京都　大津　鈴鹿　亀山　笠岡　岡山　廣島　和歌山　熊野　高知　下ノ関　名古屋　敦賀　岡崎　豊橋　四日市　津　仙台　盛岡　二本松　石ノ巻　函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子

其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク郵送料不申受候

**時事新報廣告料（前金）一行ニ付**

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上十五日迄 | 十六日以上廿日迄 | 廿一日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至三十行 | 十銭 | 七銭 | 六銭 | 四銭 |
| 自十一行至三十九行 | 十銭 | 八銭 | 六銭 | 四銭 |
| 自廿行以上 | 十銭 | 八銭 | 六銭 | 四銭 |
| 自十一行至五十行 | 十銭 | 七銭 | 五銭 | 三銭 |
| 自十一行以上 | 十銭 | 七銭 | 五銭 | 三銭 |
| 自十一行以上 | 十銭 | 七銭 | 五銭 | 三銭 |


## 時事報報

**其擧動を見て其勢力を知る**

パジヒック・イー・ヨー・スチームシップ・コンパニー（太平洋汽船會社）は米國驛遞總官ウサラス氏が前期國會に議決し係る諸汽船會社の保護金四十萬弗を分與せざるを怒り諸汽船會社と同盟して米國政府の郵便物は一切送達せざる決したるに就き本月七日横濱入港の同會社汽船シチーチヲオデヤヤコロ號は米國よりの郵便物を齎らさず同郵便物ハ倫敦巴西を經て追て來東する由は昨日の時事新報雜報欄内ニ記載せしが如し抑も米國の驛遞總官は如何なる諸汽船會社に保護金分與を拒むしか諸汽船會社ゆえを拒むしを憤怒したるゆえ果して其理由あるか我輩未だゆえを知るゆえ及はざると雖ども元來郵便物なるものは世界公衆の利害と關係たるものゆえ一封の書翰、一包の物品、極めて大切なるものもあらん至急を要するものもあらん或は其郵便物の到着期を誤りしが爲め信用を失ひ銀財を損するものもあるべしとすれば仮令ヘ米國政府に於て法律上諸汽船會社と強迫して郵便送達を嚴命するの權あるとするも其會社が一時驛遞局に對するの怒を移して之を世界公衆の郵便物に及ぼすは道義上穏當ならざるものゝ如し凡そ正義を重び者の倫義心として公衆の害毒たり不便たるものは之を絶すの眼ゆるしても決して其原因を異する能わず例へば今日の實際に於て各國に檢疫規則あり船の惡疫虎列刺地方より來るものゝ其規則を遵奉して若干時間停留消毒を行ふの成法なれども假りに此規則をしく實力あるものゝ如し各船長の見込次第、時に之を破るとあるも法律上之を云々する能わずとせんに各船長は其法律上に責なきの故を以て大わ之を犯すべきや萬一虎列刺病を傳染して毒と公衆を流すの恐るべきを知らば其規則の寛厳を拘らず各船長の德義心に於て若干時間の滞留消毒と廢るに忍びざるべし夫れ是れ之を事實へば今度米國の諸汽船會社が今の繁劇の世の中わ於て俄に郵便の通路を絶ち公衆の不便と爲ると知りつゝ敢て之を厭みざるは法律上に責任なきを幸ひ一時政府の聘を破るの權略ある可しと雖も左りとは德義上穏當あらざる處置とこそ申すべけれ右の如き次第あれば我輩は今度太平洋汽船會社と始末として米國諸汽船會社の擧動を贊成するものわ非ずと雖ども其擧動を見て愛に其勢力を知るものゝ如し

## 時事報報

**○内務省達乙第外　警視廳　府縣**　東京府神繩縣北海道三縣ヲ除ク

**○同法省達丙第七號　警視廳　府縣**　東京府鳥取縣ヲ除ク

**○同法省達丙第七號**　警視廳　府縣　伯耆山縣有朋　東京府鳥取縣ヲ除ク　内務卿　伯耆山田顯義　司法卿

明治十八年九月十日

假出獄停止手續

第一條　假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ後現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ直チニ假出獄ノ停止ヲ申渡シ當初下付シタル假出獄ノ證票ヲ取上グベシ○第二條　典獄ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ其事狀ヲ具シ内務司法兩卿ニ開申スベシ○第三條　甲地方ニ於テ假出獄ヲ許シタル者ヲ乙地方ニ於テ停止シタルトキハ乙地方典獄ヨリ其事狀ヲ甲地方典獄ニ通知シ假出獄ノ證票ヲ送致スベシ○第四條　前條ノ場合ニ於テ乙地方監獄ニ拘禁スルトキハ其罪ノ新犯者トナシ本刑後刑共乙地方ニ於テ執行スベシ

（假出獄停止申渡書式略ス）

**○工部省告示第二十六號**

千葉縣下佐原電信分局ヲ廢シ同縣下銚子～電線架設分局ヲ設置シ本月十五日ヨリ開局ス

右告示候事

明治十八年九月十日　工部卿伯爵佐々木高行

**○故福本左内石碑建設の經過**　食され去る六月十一日金百圓と其の弟從五位橋本綱常わ下賜りたり

**○虎列刺病患者**　長崎縣に於て去る七日虎列刺病新患者百三十二人新舊死亡者は七十六人一昨八日新患者百九人新舊死亡三十人ありたり（長崎縣報告）

○同縣下南高來郡に發く去る月廿日より本月四日に至る十六日間虎列刺病に罹る者三十一人内死亡する者十一人あり又對馬國下縣郡嚴原に於て去る三日三人該病ゑ罹れり（内務省報告）

○鹿兒島縣下出水郡阿久根鄕大川村に於て去月三十日虎列刺病に罹る者一人本月五日同三人同六日同一人内二人死亡せり是い當初長崎縣より歸村せし者二人ゑ發病に起因して漸次傳播し目下稍々蔓延の兆あるを以て健康地との交通を遮斷せり（内務省報告）

（以上五件明治十八年九月十日官報）

## 雜報

**○議員の醜事を探る**　去る頃倫敦よりの電報に愛蘭自治黨の主領パルネル氏が次回の議院會期中には愛蘭の獨立を得ると疑なしと云ひたる由を報し來りしが一昨日のヘラルド新聞は之を評して曰くパルネル氏は仮令何程架空れ望と抱く人なりとも又同氏並わ同氏ゑ黨類は何程王室に不忠なる輩なりとも必らず愛蘭が合衆王國と分離して全く英皇の治下と服するに至るべしとは云はざりし事疑なしパルネル氏の見込は蓋し次回の議會に於て愛蘭に獨立の議院を設けて愛蘭丈けわ關する政務を議行するの説を採用せらるゝならんとの意味なるべし全体英國議院の事務は近來大わ增加したれば獨り愛蘭のみならず蘇格蘭等ゑも亦獨立の議院を設けて夫々の自治を許すとあらば大に英國議院の事務をも減少すると得べきに骨パルネル氏の説には頗る同意をべき理由あるが如し云々

**○音樂取調所**　上野公園内なる音樂取調所わては歐洲管絃樂專門生廿名を募集し去九日入學試驗と執行せり

**○東京圖書館**　は去る七月中上野博物館内に移轉しゑれども書籍縱覽室の無き爲め休館して先頃より仮館の新築中ありしが此程大概落成せしに付近々博物館所屬の書籍館と開ち兩館の藏書を合併して十月一日より開館し書籍の縱覽を許すよし又本館は過般來工事に取係り居れゆ來る十九年は秋あらでは落成の見込あるし云

**○五厘金再興**　神戸貿易會所ゑては從來貿易商より取立し五厘金と一旦廢止せしが今回右再興の事ゑ就て委員小島長四郎、井上保彌、中島保之介の三氏が過日來より熱議を逐け居りしに此程相談整ひたる由にて右委員より大坂貿易商へ向け照會書を送り右回答次第貿易商の大會議を開く等なるよし

**○緞通製造**　北品川二丁目ゑ住して元工部省の御用掛りなりし橋本行敏氏い織物の業に熱心して毛織緞通の織業わ殖んと資金と投ちしが此程好結果と得て織上けたる二疊敷の緞通（美麗なる牡丹の織出し）は去る七日農商務省に携帶して商、工兩務局の品評と請ひたる由

**○綿フランネル**　紀州和歌山綿フランネルい先年問地の平松芳次郎氏が刻苦して製造を始めし以來追々と京坂地方にても其製造と始むるものあれども何分染色の粗惡なると以て需用者中往々苦情と唱ふる者ある程なるが和歌山にても漸々改良と加へたれば大ゑ世間の信

り從來卑屈の眼を以てすれば商人風情の身を以て政府の仰ぎとも長らず剩さへ驛遞官の鼻を捻くなどゝは思ひも寄らざる事わて人民が政府ゑ對するときは彼の耶蘇教の經文に説る「敵我が左頰を打たば更わ其右頰と差し向く可し」とは教訓を守り現在無理と知りつゝも其迎禮ゑ觸れんとを恐れて只管平身低頭するものなりと覺悟せしわ今や米國汽船會社の擧動を見ば政府我が左頰と打てり、我れ亦其右頰を打返す可しと云はゞばかりの勢にして世わ云ふ抗官の趣なきゑ非ずと雖ども其商業社會に獨立して政治社會の鼻息と仰がざるは天晴れ商家の面目と申す可きあり即ち其政府に抵抗する間は數商人より成立そる會社を以て三十八州と代表する中央大政府ゑ對峙するものにして其會社員たるものは中央大政府の官吏ゑ比して一層榮譽ゆり一層勢力ゆりと云ふも可ならん蓋し米國れ社會に於ては人事繁多わして一元素の專横を許さず商賈政治學藝い恰も三分鼎足の觀を呈ゑ政治社會にある程の榮譽勢力は學藝商賈社會わも存するが故に政治社會獨り大なるとを得ず左れば世人も政治上れ功名のみに輻集せずして旅蹟を商賈學藝の林に樹つるもの多し故に我輩い今回米國汽船會社れ擧動を見て其處置の宜と得たるや否やと問はず唯其勢力の凛然として政治社會を藐視するの一點に就き斯くてこそ商業社會の面目も維持そべけれと偏に感嘆して已まざるなり

## 官報

**○内務省達乙第外　警視廳　府縣**

懲役終身ノ刑又ハ徒刑ニ處セラレタル女囚ハ當分地方監獄ニ留置シ其囚徒ニ係ル一切ノ費用ハ從前ノ通國庫費ヨリ支拂候條此旨相達候事

明治十八年九月十日　内務卿伯爵山縣有朋

**○同法省達丙第七號　警視廳　府縣**　東京府鳥取縣ヲ除ク　内務卿　伯爵山田顯義　司法卿

明治十八年九月十日

假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ後現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ直チニ假出獄ノ停止ヲ申渡シ當初下付シタル假出獄ノ證票ヲ取上グベシ○第二條　典獄ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ其事狀ヲ具シ内務司法兩卿ニ開申スベシ○第三條　甲地方ニ於テ假出獄ヲ許シタル者ヲ乙地方ニ於テ停止シタルトキハ乙地方典獄ヨリ其事狀ヲ甲地方典獄ニ通知シ假出獄ノ證票ヲ送致スベシ○第四條　前條ノ場合ニ於テ乙地方監獄ニ拘禁スルトキハ其罪ノ新犯者トナシ本刑後刑共乙地方ニ於テ執行スベシ

（假出獄停止申渡書式略ス）

**○工部省告示第二十六號**

千葉縣下佐原電信分局ヲ廢シ同縣下銚子～電線架設分局ヲ設置シ本月十五日ヨリ開局ス

右告示候事

明治十八年九月十日　工部卿伯爵佐々木高行

**○故福本左内石碑建設の經過**　食され去る六月十一日金百圓と其の弟從五位橋本綱常わ下賜りたり

**○虎列刺病患者**　長崎縣に於て去る七日虎列刺病新患者百三十二人新舊死亡者は七十六人一昨八日新患者百九人新舊死亡三十人ありたり（長崎縣報告）

○同縣下南高來郡に發く去る月廿日より本月四日に至る十六日間虎列刺病に罹る者三十一人内死亡する者十一人あり又對馬國下縣郡嚴原に於て去る三日三人該病ゑ罹れり（内務省報告）

○鹿兒島縣下出水郡阿久根鄕大川村に於て去月三十日虎列刺病に罹る者一人本月五日同三人同六日同一人内二人死亡せり是い當初長崎縣より歸村せし者二人ゑ發病に起因して漸次傳播し目下稍々蔓延の兆あるを以て健康地との交通を遮斷せり（内務省報告）

（以上五件明治十八年九月十日官報）

## 雜報

**○議員の醜事を探る**　去る頃倫敦よりの電報に愛蘭自治黨の主領パルネル氏が次回の議院會期中には愛蘭の獨立を得ると疑なしと云ひたる由を報し來りしが一昨日のヘラルド新聞は之を評して曰くパルネル氏は仮令何程架空れ望と抱く人なりとも又同氏並わ同氏ゑ黨類は何程王室に不忠なる輩なりとも必らず愛蘭が合衆王國と分離して全く英皇の治下と服するに至るべしとは云はざりし事疑なしパルネル氏の見込は蓋し次回の議會に於て愛蘭に獨立の議院を設けて愛蘭丈けわ關する政務と議行するの説と採用せらるゝならんとの意味なるべし全体英國議院の事務は近來大わ增加したれば獨り愛蘭のみならず蘇格蘭等ゑも亦獨立の議院を設けて夫々の自治を許すとあらば大に英國議院の事務をも減少すると得べきに骨パルネル氏の説には頗る同意をべき理由あるが如し云々

**○音樂取調所**　上野公園内なる音樂取調所わては歐洲管絃樂專門生廿名を募集し去九日入學試驗と執行せり

**○東京圖書館**　は去る七月中上野博物館内に移轉しゑれども書籍縱覽室の無き爲め休館して先頃より仮館の新築中ありしが此程大概落成せしに付近々博物館所屬の書籍館と開ち兩館の藏書を合併して十月一日より開館し書籍の縱覽を許すよし又本館は過般來工事に取係り居れゆ來る十九年は秋あらでは落成の見込あるし云

**○五厘金再興**　神戸貿易會所ゑては從來貿易商より取立し五厘金と一旦廢止せしが今回右再興の事ゑ就て委員小島長四郎、井上保彌、中島保之介の三氏が過日來より熱議を逐け居りしに此程相談整ひたる由にて右委員より大坂貿易商へ向け照會書を送り右回答次第貿易商の大會議を開く等なるよし

**○緞通製造**　北品川二丁目ゑ住して元工部省の御用掛りなりし橋本行敏氏い織物の業に熱心して毛織緞通の織業わ殖んと資金と投ちしが此程好結果と得て織上けたる二疊敷の緞通（美麗なる牡丹の織出し）は去る七日農商務省に携帶して商、工兩務局の品評と請ひたる由

**○綿フランネル**　紀州和歌山綿フランネルい先年問地の平松芳次郎氏が刻苦して製造を始めし以來追々と京坂地方にても其製造と始むるものあれども何分染色の粗惡なると以て需用者中往々苦情と唱ふる者ある程なるが和歌山にても漸々改良と加へたれば大ゑ世間の信用とも得

全なると雖ども

正太郎坂

ひ先頃農

省奏任御

同業人を

切わ説明

と該業者

術れ必要

盆々染色

賀氏へ依

**○幾那樹**　原島、鹿

し事あり

四月紀州

と靈した

顯し終に

**○一種の**

に此頃一

も傳播せ

凄しき程

屋ひて其

**○厦門茶**

への近報

と今ゑ沈

入荷は非

需用にて

**○手間賃**

職なるが

鍛ありし

ては右手

りしかば

者といへ

其難渋も

**○京坂見**

西京の寺

京の右に

院に抵り

に眼に觸

寺院ゑ抵

の五六箇

山の南禪

寺、永觀

と發き層

の日と寄

書書より

さしひる

歸依者が

る、僧侶

壯麗を競

も亦自ら

るに感

あり即ち

見、又其

き且つ國